特別
イ4
696
203

696
203

宮内省図書寮

[illegible]

宮内省図書寮文庫

一世と都にいてのあるを世のうきてのがれぬ
分すまこと第年のうきてのがれぬ
むしてのあるいくらのうきのがれぬ
かりのうきをのすくめりう
京伯侯年号
みちのくのあるうの兵ちづる
かこのうきとのはかり
原のをえの姉のねるめ
ありしと
一 [illegible]
はまとまれ海のもも
つるの白鳥のやうに
[illegible]
惟盛
[illegible]
はるの船のうみしくて屋のたきと

一 江沢藤太
[illegible]
あるのやのきれたりやきいとあるを
はけのをとしもすきふりう
[illegible]
一 [illegible]
あるのさてうりとて
[illegible]
[illegible]
海中
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

定平王國姓名[illegible]流[illegible]龍と
[illegible]は定平王の父光一官[illegible]福[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

近代艶隠者とうたわれし
[illegible]
或時[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 信玄なくさ言葉
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一 礼記に良治之子必学子為裘良治之益
子為箕伯之箕求衣ノウリル卜云家業ノ
ウリル由也

一 韓子に齊王好竽吹者必三百人齊吹
南郭處士者請吹竽王悅乎食
王死後王又好之欲聞一人一吹之南郭不
能吹之逃去是濫吹ト云

一 槐瞳ニ方ニ如銭穴故称船ト云

一 柳子盃柳子ノ横ニ切為盃若望毎投盃
中因忽ニ沸涌人之人ト盃宮也漆盃中失
柳子ノ用也

一 獨活ハ毒ノ時亦獨自搖故ニ云
見之葉ニ敬毛甲包逆霞之一夜変為

一 敬毛

一 檜楚 日本ノ俗呼細木云

一 濫觴 泛江始発山其源少水ノ可
以濫觴及大楚国滄海万頃非毎紀不
可以渉也

一 平座記 為九条殿と細川出羽守の子息
日さよりとかの谷年来ましまして
まいりたまひしかの中山
まいりたまひ
なりや 光長
の庵の風をうけまして
の中山 これはさるべき
ちなみにはあらし

戰國策云
龐葱与太子質於邯鄲謂太子云今
一人言市有虎王信之乎王云否二人云市有
虎王信之乎王云寡人疑之矣三人言市有
虎王信之乎王云寡人信之矣龐葱云夫
市之無虎也明矣然而三人云而成虎今邯鄲
去大梁也遠於市而讒臣者過於三人矣
願王察之王云寡人自知於是辭行而
讒言先至太子罷質果然見
秦敗稅於華稅王曰入朝於秦周訢謂王云
宋人有學者三年反而名其母其母云子
學三年反而名我者何也其子曰吾所
賢者堯舜堯舜名吾所大者桀

桀天地之名今母賢不過堯舜母大惡
天地足以名母也其母云子去將安所
之乎願子之有以易之曰子之於王也
有所不為也邪子之旦以名母為海內今王
之事秦尚有可以易之而以入朝者乎願王之有
以易之而以入朝為信
稅攻宜而不下安陵縮高之長子為安陵
信陵君使人謂安陵縮高曰君無以五大國
吾為君使五大國安陵小國也不能以
請使道使者至縮高之所授信陵君
之命縮高之長子曰君之年少使其民使者自往
也今縮高之長子將使之將使之發
其父知其子政子守人其父知見臣而下足

皆王也秦又教子皆示以右之所言也故平陽
使者以敵信陵君信陵君大怒遣大使之
安陵云安陵之地方五十里耳
則秦兵及我社稷必危矣願君生事縮高
而致之若弗致之吾必以兵攻宜而亦
安陵之城安陵君云五口先君成侯受詔
襄王以守此地也子宜之文大府之意之之篇
云子祓又曰祓君有常刑不赦国垂教
降城亡子不仁子焉今縮高謹辭人臣以
全父子之義而君云必生致之是使我負
襄王詔而廢大齊之憲也垂死終不敢行
縮高聞之曰信陵君為人將而自用也辭
及必為變禍吾已入吾已無遺人臣以之義矣

一

宜何使吾君有疑焉也及之使者之人別
頸而死信陵君聞縮高死服縮素避以告
使使謝安陵君云吾忘小人也因放思之
失言於君敢再拜謝罪
衛靈公近癰疽彌子瑕二人者事君之勢力
以微左右侍食便謂君曰昔日臣夢君
君云子何夢見云夢見靈君君忽然作色
曰吾聞夢者見人君者見夢見靈君而言君也
也一物不能蔽也若靈別不知之人焉別
後之人之所見也今子位顯人之有焉於君
者也是以夢見靈君君云善於是因
廢癰疽彌子瑕而之司空狗

秦令樗里疾以車百乘入周令右迎之等
是敬楚王怒張儀周以其重秦容滅勝謂
楚王云昔智伯欲伐仇由遺之大鐘載以廣
車因陷入以兵亡由辛之勝也今秦虎狼之國
也兼有吞周之意使樗里疾將車百乘入
周令右懼焉以秦力強而恐之故使長兵在
後令右曰澤
疾而實入周令周右宣
說
楚王乃說
秦作道符魏以攻齊令威王使言章子以而
意之而秦實和而令使之來
為實立之濁言章以新雜秦軍候者言言章子以

齊令秦不威王不意頃君候者漢言章子齊
以沒秦不威王不意而與者之有同言云
言言章子之敗者異之而同辭王何不
發君而數之王云此不敢寡人明矣
昌為而擊之頃同言齊大勝秦軍大
敗於是秦王稱西藩之臣而謝於齊左右
云何以知之云章子之母啓得歸其父其父教
之而堪之棧之下吾使言章子將之勉之之
之這之其父而歸必更葬乃軍之母對云良此
不能更葬先喜之良之母啓得歸臣之父來
教而死之君得父之教而更葬母是教父
也故君教為為之而君教乃為之而君教乃為
教

顏獨謂齊宣王云晚食以當肉安步以當車
每況以尊貴清淨身正以自虞尚言者王
曰惡直言者獨也云云
昭陽為楚伐魏破軍殺將浮八城移兵而攻
齊陳軫為齊王見昭陽再拜賀戰勝起
而問楚之法殺軍殺將何如
昭陽云其為上柱國
云為上柱國
云為上柱國
云為上柱國
楚有祠者賜其人酒人
危酒合人不得之數人
能請畫地為蛇先成者
曰成乃左手畫蛇右
不成一人之地
能為之足者終亡其酒今

若相楚而攻魏破軍殺將浮八城名號兵欲攻
齊畏公甚公退為以示忠矣官之上非可量
也臣之為君而君知止者身且死爵且滅
猶為蛇足也昭陽為楚將軍而已
有獻不死之藥於荊王者謁者操以入中射
之士問之可食乎云可食乎云可用奪而食之王怒
使人殺中射之士使人說王云臣問
謁者謁者云可食臣故食之是臣無罪
而罪在謁者也且客獻不死之藥臣食
之而王殺之是死藥也王殺無罪之臣而
明以之報王乃不殺
莊辛襄王云云言內王獨見美姬
六足四翼死翔乎天地之間�啄食五穀而食

之仰承露而作之自以為無患乎人無
算也知夫五戸人喜量子方之將周作膠絲
賀辛日仰之上而下為墻城人[illegible]
天正[illegible]喜[illegible]玩[illegible]

井蛙集四

法師西行

雖世人すきもののうちとられ
うへはつるれ和歌分しらすは
愚思すとなりとて法師
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]感[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八重の花云々

中納言あつ子

たゝハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

陸奥ゐし

[illegible]

[illegible]

角田し

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山のもとにこゝろかけたる
こゝのへのしゐをもつる花
音にきこえぬかまくらの
六日のまちとゝ見つるなる
有あけ
大淀の松つゝ月わすれ
侍そのゝゝもつるる
こゝろいりもせし
玉川
玉川はまつゝてゝ
しられぬゝの
見ハ武蔵
夕ちまゝハ
てみちのくに

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山城国宇治川迫ハ長橋ヲすえ[illegible]
うじ川のわくる河の南北をうらと
いふ
うらまつ山ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

紀伊の
あつの海かきつの山かくまして
秋かぜふくなる遠の
かきつ乃浦ハ松原か
三ほ
とてるやあふの
つ今秋ハ者る
ハ
なるかされ三ほの
あのうら海くるハ
清見ハ
たつ山

雲ハかるかけうふ
たつのゆふ雨
三穂山三穂浦
大きれしたつの浦の
松すとしてしかりの
古今秋ハ
おこ
なこの海乃あきけの
いろのうつるみ
都市
信濃なる
ちひろ

[illegible]浦
むかつけ[illegible]の浦[illegible]
[illegible]の村[illegible]
[illegible]の浦[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] 山

[illegible]

桂 [illegible] 桂の [illegible]

[illegible]

[illegible]

迫江

あへ [illegible] 山

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ふまてはたくく海の中を
そいたてしし
ごし
山海のとなの白と見屋也は
なのひとをたれ八吹
ちうのこと山なのまちはたを
れ立つるこの月とと
まちい
あさりひさしゆくまちに
こもんいりを西ノ浦をを
たわも
まちいメこんをれていわさの

まちこと海あるひとうもはん
すう図し

小行

浦岡より見る中行の庫のさき
あるいまたりあいの別るに
海あし
今もりの浦見ちんをちもるの
中行をれのいあまきの先
山海し
乃とせをを　はとの八
所をたいををちの我を也川
音のまわけ流河也せをを

近江や

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元亨釋書云

○慧灌高麗國人入隋受嘉祥吉藏三論之旨推古三十有三年乙酉春正月本國貢來勅住元興寺後創井上寺弘三論宗

○道昭世姓船氏河内丹北郡人也到長安謁三藏玄奘法相之旨歸朝人入唐謁賢首國師法藏禪師

○慈訓世姓船氏河内人也先祖東漢獻帝之孫國乙麻呂民用吾應神

○敏澄世姓三津氏迫列滋賀郡人也其先之曆運墓王化而至上憐其王孫賜滋賀地為采邑又百枝富内外冬子星向敬之掌祭它毋嗣祈衆神既而七日安寢獻左禁神祠其地景京郊幽邃百枝結草廬獨食香草求子與七日至第四曉得靈夢其妻乃娠草廬今之神宮院也神護景雲元年生澄貞觀八年秋七月勅謚傳教大師

○空海世姓佐伯氏讃州多度郡人又田公母阿刀氏若梵僧入懷而有身在怒三月寶龜五年生焉母思其夢小字云貴物初名都海後自沿如空又改空海大同

大上皇入壇灌頂帝者密灌於此始内
列百一寺其地元竜池竜移他處池又涸
寺亦若云水海熊一所加持清泉忽湧
同歸竜泉寺延喜二十年冬十月賜
諡弘法大師

○義真和尚入唐天長元年詔
任延暦寺座主之職始於真
○叡圓珍姓和氏讃岐那珂郡人父宅成母
佐氏弘法之姪也佐氏昔夢吞明珠仰見
朝曦其光赫燿將孕也生貴子則有孕
覺而語于夫曰吉徵也必生貴子則有孕
弘仁六年誕焉叡齡言能而服童

瞳頂骨隆起如靈龜延長五年十月賜諡
智證大師
○源信姓卜氏和州葛下郡人也父名正親母
清氏父母皆篤信佛法寺求子母昔夢吞
以一顆玉与之即有娠寛仁元年二十六日
結定印端坐而遷化時寛仁元年二十六日
聞信道響言建塔二廟是影像
○源空姓漆氏作州稲岡人也父時國母秦氏
父母無子祈仏神母夢吞利刀覺語于夫々
云喜乎母乎恐難産之人矣因而乃母不
能堪軍腥長承二年閏月七日生頭圓而殺脂黄
而光宗族異之建暦二年閏十月廿四日寂

○道元姓源氏京兆人紳纓之流也始得建仁
明庵栄西禅師後入宋登高峯入宗地見天童
如淨禪師淨手爪曹洞宗旨與來闡法
于城南源芳
隆芳庚辰元年七月二十日寂序年六十八
賜大光禪師之號始于隆也
圓爾已入宋大相國卿初歸來劍人伽藍
宏構鉅材為於下之冠嘗曰我亞達摩
初來大取盛業於興福故名事福寺
祖元宋國慶元府人寶慶二年二月十八日
生時皇光照室至于試周之日（宋俗迎兒喜日行試業猶如初朝之歲試）
父母列儒秋墳籍及百玩如作異見
兒身為兒澁矣而不仍書之云元謂僧

我初不啟耳出世而有些子因緣故至焉
我在宋徐定中嘗見神人冠冠韋服手
執圭皇挾特告云願和尚降我國如是者
數矣我不省何事然每神人至先一金毫
來入神中亦有群鴿子或青白之者或
花咏之態或上下昇之亦不測由及入此國
一時有人語曰當境有明神曰八幡大菩薩
威靈甚新師已構斯界盍詣祠燒香
一遭上下因此至八幡宮祝嚴梁之有數間
鴿同之對者曰此神之使焉平故偶焉予即
知定中之冠冠此神也老僧到此不偶然乎汝
等造老僧當西賀勝之安鴿子及金毫以應住
上手之識

○静安居士良山讀十二伝為經礼拜修懺喜声
冥帝覩諸列冥間有者
○源泉播列人也長之四年為寂獨海師至四天
王品四王現形進帝獨見然不者爾來寂
猶像猶以口天[illegible]形為[illegible]
○相應貞観八年上表曰南嶽天台皆有勅號先
師圓寂預賜大師之謚時議曰景澄法師未
有其稱師資之道自次序何起其師獨蒙
[illegible]子應童蒙曰祖澄又仁如竜如象久赴雲唐
之域共傳東浙之燈弘法之功不易憂者然
先仁者系嗣也至恩勅降於二謚祝慶侯
歸於兩宮依是謚傳都為二大師之號
本朝大師號始于此焉

○琳賀久安六年八月十日入寂定預造室宇
泊然宴坐全身不蔽建永元年同元暦上皇
幸山冥賀之定化狂駕廟室親見定軀
卿大夫之頭扈從者皆合掌感嘆時云
賀殆六十歲
○基燈冥列大鴻郡人苦修練行持戒慈悲
誦法花毎日二部服年過利見冥
毎千里世日得六根清浄死時年二百年
時歳顔皃如三十許人云
○秀列冥氏書壁書子毎壁是銀殆人
死地而其兒皆夭又乃母已經三年未誕
劇苦不可言也醫巫之験冥氏云仍到
冥家修七仏薬師法頂軌定續今神情時暮

風俄來破屋折樹藥折之云云名成就願情流
不為風壞果如誓廿七夜孺人夢童子來
揮曰我是世家夙仇也入汝胎擬汝命者數矣
這回已決焉而日來藥師佛威神軟我然
慈還得昇脫自今以後若干傷毒以後
身体爽健石姬云云乃事何守孺人告
夢人合家嘆異孺人乃以三子紙買衆香
熏染紙縷者三年以沐浴潔齋著濃
繡彌陀觀音勢至像赫藥綠緻莊麗
光耀奪目開展之間奇香發越藥獲汝
午夏仁西公西獻元暦二白皇越
獻尊正應三年八月二十五日終西大寺永仁中
賜諡興正菩薩

○恐性詣四天王寺南豊聰大王院施茶療病悲田之院其
事志葉焉自此處々播療病悲田之院其
桑谷療病百二十歲間疫者四万六千八百人
死者一万四百六十人

○行基世姓高志氏泉州大鳥郡人百濟國王
之胤也天智七年生及出胎胞衣最纏母
忌之棄懸樹枝經宿往見出胞能言父母
大悅收而鞠育天平十一年正月皇帝受
菩薩戒及皇太后乃賜号大菩薩二月二日
寂

○豊然亞美列谷汲擣精舍當二年基鑄金寂
忽石中油出然生希有心誓曰我於此地安
大悲像若博利衆世形此油為燈三昼滿如

泉云云其油浙微今猶足殿前少焼云
開成二年十月宣宗寧年五十八咸平時
自刻第師像奉事焉趨化時其像淚滴
至花座云云今之以像皮經堂其像今
猶在淚痕如新濕
○觀勒百濟人推古十年十月貢本三十三年
宣旨門殺祖父者朝廷初置僧正檢校
僧尼勒當尋災為僧正
○初會昌之毀黙台文敵失五代攘奪殘闕未
復義寧師求遺文於高麗之我高麗之
送其書猶不傳長保二年宋咸平二寂照法師
將信公問章入宋地又持台宗諸書惠彼
人故慈雲南嶽止觀序曰

日本國圓通大師寂照錫杖招來諸
夏統登鄭嶺解篋出卷大矣哉斯文也
始自西傳猶月之生今復東返猶日之外

一新古今集撰抄云云　猶政後

○あすよりは春たちぬとて
　　
注　春をは
　　

[illegible]

注後馬[illegible]

[illegible]

注云の[illegible]

[illegible]

を書とかけ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

注公[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 徒行形廻ふ云云和尚のこと見えたり
秋郭沛の代あるひは[illegible]
冨氏ゆゑにふかして民俗
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]寺[illegible]

○程子曰今失海水潮日出則水涸是潮退
其涸者已去也月出則潮水漲生却是
將已涸之水為潮水[illegible]

○古樂府何以忘憂唯有杜康　杜康造酒
故為酒名

○後魏文帝詔曰[illegible]
[illegible]寺[illegible]官[illegible]官相[illegible]
[illegible]官原[illegible]道[illegible]
[illegible]

一　紀義和中[illegible]

○[illegible]
[illegible]
[illegible]

定と申すは[illegible]て山中書ハ我物の石[illegible]
[illegible]ハ[illegible]南面ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

王化のもう感すること
○古歌 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

○行の程のしらハぬ
とぬるやうなるてさをハ
きりくしたるゆハ
かくしたるのとハ
○年ゐのきこゑもせぬ
○伊勢ハ戸板ゆきあるまし

一甲陽軍記

○勝頼滅亡之仰田中城
小山田左衛門尉信茂逆
又を中郡中ゆるとして上野
信茂公民まを列二役の
討死はかの母橋を中郡
ゆるとも長谷寺ハ
知行をゆるまし
ゆ〳〵指れたるゆ
和田四郎左衛門尉
指れ公用をれ
の月を尚らんや
月ふ之ます
所ハ之藤形の
秋を家ゆ
ゆるまし

仕ハ之ゆ
義の義
行ハの
ゆ
ゆ
ゆ

[illegible]

○ 天正八年秋の末[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 為人物ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

所々の堂塔もあるべしとぞ

一京童の云

○祇園社は天竺の天竺のごとくなる所

なれば桓武天皇の時

しるべきなり仏神のしるしあらはれ

給ひしもまことにたふとかるべし

の御記にも信心をおこし給ひ

和歌の道の古事やうらん今日はしりや

○金山寺毒虫寺とは

の書きたる所は寺の名人をいつくさい方

こゝろざしは吉水とかの寺のの社者とも

はすべきなりしかるに慈法社者のすゝ

まつりの所とかの所はけらりなる

○新熊野は社不を立るくまれ榊

通為の西へ入町南の高の書まれ

まはしたかうそなるあまいまるる

そこは紀州熊野の社をうつしの三位殿

はすべきなりしかるに

○西方寺は寺をたんせいとかいとかいたる

とかいしらくはしすべきなり

方寺なるのへまるかの月陽しかも豊尼

かるくまるまるしまるまるびか念仏えんまる

ちんせいかるるるるるし寺中ま祈を祈する所

いとすぎのまし

○鳥羽殿御所の御ぶつ惟喬惟彦

吁節婦ハ今

石可泯ハ

貞名不已

○宮ハさうの天皇ゝ雑宮なりしに養ひたてまつりて

ものしたまひしかはあまりはかなくもんたんの

仏像をなんとうきたてまつりてそのとき皇居

をあらためて寺とおほしたてまつるとなん

ほけそうをとあんじけるとぞ

一

新編古今集序云

大光山本国寺八市也元和之初

遷今の所ふうそうの時ハ

ゝ京師今ハ云東洞院ハ

都ゝとしてこれ例

相伝ハ大宮ハ

建也ゝ百年ゝ

院南ゝ洞院ゝ

ハ必ゝ

ゝ

ゝ

なりてあるとしの冬の比なりしかの例とおもひぬべきを新しく
まうけ侍りし寺を修して法花経一部と
中堂にものしたりしに一日二日は参詣する
ものしたりしかとも次第に疎くなりて
と新しき大光山知恩寺とて
いとものゆかしく思ひ侍りしかとも
京と聞のみ
○十三世九条関白道家公の御
所なりしかのゆかしく感ぜ
ぬ事なりしかとも
をとこ
○人王百六代後花園の御
代に東山の法住寺殿
を修して御大師堂を
建立

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○空中山宝光寺日蓮聖人の開基にして建長年中の
○要法寺六元寺三百才を隔て初日興の弟子の開
法華日蓮の元祖仁皇五千日たりを院宇わえ
剣をのや
○新昌山妙法寺日新聖人や長享年中
○平長山願成寺大僧都法華日祝と永正十年
神奈川の名所の社寺の中の
かつてこれいなりしれて社寺と
思う

春　光長て
ゆのなるとけうとけうす春ぶき
こと春の梅の花　神奈川の梅

一宗教法華経
宗教の門海から入れる三人の聖代分て海まれうて宗
ひとつ法をてくに信ずるを法華経
外よりいえ法華経の門をいう百姓を中に法華経
いろいろ不拘二つまけ次第
とりて大小のいかを也ぬ
或る市店の賣物百日の沙汰もつあるや
是多しの化する物や今すきいへを法華
一梅花
菅原の和の家にて行ひ
のうく伝異者花と古つ
けり菅也茶て

香ハ松ヶ浦高ク其の[illegible]
[illegible]ん[illegible]と宮ノ[illegible]

一山城ハ赤ヶ坂ノ風進加小
○沖ノ黒ヶ岳ハ[illegible]
○山科や宇治青ハ[illegible]

西

○桂ノ橋ハ[illegible]
○乳山[illegible]

小

○こまつ山ハ[illegible]
○[illegible]

南

○馬場ノ田[illegible]
○[illegible]
○八幡山[illegible]
○[illegible]

辰巳

○[illegible]
○稲荷山[illegible]
○[illegible]
○[illegible]

寅申

○[illegible]

成実

○春山やさくらやわかこと高雄山そいかの成言しくう
○なる滝やいろはの波の岩のかの成言しくう
○ふるしわの滝川や月の橋の里とかの成言しくう

世宮

○大内えや橋川橋中紀川そこかの世宮の方
○祇山やりけの山そ二条山そいかの迎なしこかの
○すり宮や母の葉の里しは雨ゆき知る迎衣の東
○日野の中やうり祇の岩とや知る迎ゆしくう
○いつ宮のやみのもれわと宮と知る迎ゆしくう

一 世宮といふハ賀茂やそくのやそくのさをうし
○東福門院ゆえしわうと(後水尾)御幸ゆ
わりて世宮面れうせうひて毋のくのかたの毋
行ゆくこ宮うのひしくて一言いふ冊世宮
伯又のりとりそんはまるのいとやかの
世いとひとんと宮ひかまのまとうとうわ行毋へ
陸平わ宮のつ平ゆんとせしと寺ゆき宮尼うとそ
きまつへ入なまりす伯宮の方の行ゆうとそうゆ
ゆとはゆ宮をいしとのまつまより宮ゆ宮うう
大うゆとわうのわうのうのわうてこわくゆ宮とう
苦拉宮裏儀芸東廊 今入 祇園 燈 向役
四廊流 亦如此 ゆ知 誰是 筒中移

いと所世とすてく度毎に所の所に
けて仰ぎの所る所ゆるわるほのつと感のし
まのまるのぬりと知ちたとそひし伝海全国
江戸中あ所ゆ所　村と所ろ
嫁にるの妹ハきくとしいし如ハ
せしる家所とくしくせ世ハか
ぬ所ほるる云ちしの子ちと丸ハ
かく笑ひたるするまハ娘ちぬ
しすあるすくしあ村かまあ
ちろ子ちまれりてちち
の娘ハるくまりくれ行しとよあ二人
しまちと父の定ぬすいりてちとちのこ娘ち

人とあるまハたるのる神とろけんもをちまち
父ハあるせたたまちりしてちんを行ちん
とくせをちるしちやちそしちせ仰しとや
ちちるひ行会とちあてこ村同といあ人る数ち
江戸二十ち屋四十ち屋四ぬ村ちちちれ人の
とちひしりまち屋行のりせちちれとちの
娘をちあまじえし　村同かちれ村ちて家ち
しくしたちちちち娘ちれ海　家娘ちまち
ちちしく海ちまち伝ちましまちと年の言ぬん
月三名の礼ち年ちとしちちるちと二ちいとちち
をしちち娘ち方ちしいをかちしちる
ちちちちあちしちあハのちちちちい

[illegible]ハ娘ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

すこしこと覚えしこの方のくわうぜ君のおもてれ是
ゆゑなき侍ぬとて信仰はなくとも信仰
なくとをとりあつまりあるをもて
沿ひたりせしてあるのの親のとたる方
日蓮成道の後の女房はしひさしをせけ
しハ姫ゆゑ沙汰ゆゑ分ハ姫あるまま
こゝはとこゝ左へのちかつきのつけつる家り
ゆるまいてとこへおハまこゝ陶かして
おうなたてよりや一応のるあるようちるつ
なるるれ思とらゆゆるるさすす親つまひ
日を延仕内ゆ是ハ左ハ姫のこゝ
姫をうとうんとうるせ内のひ双方初

姫の心をも深くひとして百年の命を祈ぬ
はてしなきあはれの思ひ[illegible]
いとゝ一せやもめしらに[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]屋ニ云 日本ニテイフコトニ云ヒ又ニ書ス

五瓶公頭巾大向十根曰今彩南鳥鵲語典

成好客乎

西京雜記ニ曰烏鵲喜而行人至蜘蛛結而万喜

隱士屢潛觀

夫蒙云潛觀者私看也抱朴子云万物之老者

其精悉能假託人形以惑人唯水能於鏡中易

其形耳是以古之入山道士皆以明鏡懸於背則

老魅不能惑人也